

標準例一覧

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤	-	-	-	-
	ア 10日以内		●	●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退			●	●
	(3) 休暇の虚偽申請		●	●	●
	(4) 勤務態度不良		●	●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為	-	-	-	-
	ア 暴行	●	●	●	
	イ 暴言		●	●	●
	(6) 虚偽報告		●	●	●
	(7) 違法な職員団体活動	-	-	-	-
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい	●	●		
	(9) 政治的行為の制限違反	-	-	-	-
	ア 政治的団体の結成・勧誘等（地公法36条①②、教特法第18条違反）		●	●	●
	イ 政治的行為を職員に求める等（地公法36条③、教特法第18条違反）		●	●	
	ウ 公務員の地位利用（公選法136条の2違反）	●	●		
	エ 教育上の地位利用（公選法137条違反）	●	●		
	(10) 営利企業等の従事制限違反		●	●	●
	(11) 収賄等及び福岡県職員倫理条例に規定する禁止行為	-	-	-	-
	ア 収賄等	●			
イ 職員倫理条例に規定する禁止行為		●	●	●	
(12) 入札談合等に関する行為	●	●			
(13) 個人情報の不適切な取扱い	●	●	●	●	
(14) 公文書偽造、私文書偽造等	●	●	●	●	
(15) セクシュアル・ハラスメント	-	-	-	-	
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し	●	●	●		
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	●	●			
ウ 意に反することを認識の上での性的な言動		●	●	●	
(16) パワーハラスメント	-	-	-	-	
ア 著しい精神的又は身体的苦痛を与えたもの		●	●	●	
イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		●	●		
ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●		
(17) 公益通報制度に関する要綱に違反する行為	-	-	-	-	
ア 通報した職員の詮索、不利益を及ぼす行為		●	●		
イ 事実をねつ造して虚偽の通報		●	●	●	
2 公 金 公 物 取 扱 い	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失			●	●
	(5) 盗難			●	●
	(6) 公物損壊	●	●	●	●
	(7) 失火			●	●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給		●	●	●
	(9) 公金公物処理不適正		●	●	●
	(10) コンピュータの不適正使用		●	●	●

標準例一覧

事 由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害	●	●		
	(4) 暴行・けんか	●	●	●	●
	(5) 器物損壊	●	●	●	●
	(6) 横領	●	●		
	(7) 窃盗・強盗	-	-	-	-
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博	●	●	●	●
	(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等		●	●	●
	(12) わいせつ行為等	-	-	-	-
ア 暴行又は脅迫を用いた性交等又はわいせつ行為	●				
イ 18歳未満の者に対する淫行・わいせつ行為	●	●			
ウ 痴漢行為	●	●			
エ 盗撮・のぞき・公然わいせつ・わいせつ物頒布等	●	●	●		
(13) ストーカー行為（つきまとい等の嫌がらせ行為を含む。）	●	●			
(14) 児童ポルノ所持等	●	●			
4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反	(1) 飲酒運転	-	-	-	-
	ア 酒酔い	●			
	イ 酒気帯び	●	●		
	(2) 飲酒運転者への車両・酒類提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●		
	(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	-	-	-	-
	著しい速度超過等悪質な交通法規違反	●	●	●	●
	物損・措置義務違反あり	●	●	●	
(4) 飲酒運転以外での人身事故					
ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	●	
措置義務違反あり	●	●			
イ 傷害		●	●	●	
措置義務違反あり	●	●	●		
5 児童等に対する非違行為	(1) わいせつ行為等	-	-	-	-
	ア わいせつ行為	●			
	イ 性的な言動	●	●	●	●
	(2) 体罰等	-	-	-	-
	ア 死亡又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合	●	●		
	イ 負傷させた場合		●	●	●
ウ 常習的に行った場合			●	●	
エ 暴言、侮蔑的な言動等	●	●	●	●	
6 監督責任	(1) 指導監督の懈怠等	-	-	-	-
	ア 指導監督の著しい懈怠等		●	●	
	イ 指導監督の懈怠等			●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●		